

(仮称)「きららか射水移住・活性化支援事業」について

1 概 要

新型コロナウイルス感染症拡大による景気後退が叫ばれる中、市内不動産の流通や、新たな地方移住・在宅勤務などの「新しい生活様式」を促進するため、住宅用地の購入費や、空き家を活用した移住者向けの住宅、サテライトオフィス、店舗等への購入改修費を助成するもの。

2 事業内容

(1) 土地購入型

市が指定する土地(指定宅地)を取得し、市内業者にて住宅を建築する場合

項 目	内 容
対象者	令和2年4月1日から令和2年12月31日までに指定宅地(団地型)を購入し、市内業者と住宅建築の工事請負契約を行い、令和3年3月31日までに補助申請を行う者
補助額	一律100万円
その他 (指定宅地取得支援事業)	指定宅地取得支援事業を受給することを条件 ・市が指定した住宅団地で造成後3年経過した空き地(165㎡以上) ・当該宅地の購入から1年以内に住宅を建築し定住すること

(2) 移住型 - 空き家改修費補助

既存のきららか射水移住支援事業()を活用し、空き家を改修する場合

項 目	内 容
対象者	県外移住者等が自ら定住するため、空き家(バンク掲載)を購入し改修工事を行う者
補助対象、補助率及び限度額	空き家の改修に係る工事費用の2分の1以内(限度額50万円)
対象期間	・令和2年4月1日から令和3年3月31日までに購入、着工するものが対象

きららか射水移住支援事業

県外移住者等自らが定住するために、空き家情報バンクに掲載の空き家を購入した場合、空き家購入費を補助(購入費用の2分の1以内で、限度額30万円(中学生以下の世帯員が2人以上いる世帯は限度額60万円))

(3) 事務所等活用法 - 空き家購入・賃貸及び改修費補助

空き家(バンク掲載)をテレワークをはじめとする多様な働き方に対応した事務所や、3密解消に向けた店舗等に活用する目的で、購入・賃貸及び改修する場合

項 目	内 容
対象者	空き家を購入若しくは賃貸し、事務所や店舗等への改修工事を行う者
補助対象、補助率及び限度額	空き家の購入費や家賃などの賃借に要した費用及び改修に係る工事費用 ・購入の場合:購入費を含む対象工事費用の2分の1以内(限度額400万円) ・賃貸の場合:家賃を含む対象工事費用の2分の1以内(限度額100万円)
対象期間	・購入の場合:令和2年4月1日から令和3年3月31日までに購入、着工するものが対象 ・賃貸の場合:令和2年4月分から令和3年3月分までの家賃と着工するものが対象